

第73回 2023年4月27日満期
 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数
 (日経平均株価・S&P500指数) 参照

円建信託社債(責任財産限定特約付)

期間 | 約**2**年 | 利率 | 年率(固定)**2.00**% (税引前)

特徴
その1

日経平均株価およびS&P500指数(以下、「S&P500」)の動向により償還金額が変動する社債です。

⚠ 日経平均株価およびS&P500の終値のうち、双方またはいずれかが一度でもノックイン判定水準(49%)以下となり、最終評価日の双方またはいずれかの終値が、当初株価を下回る場合、最終償還金額が償還額算出対象指数に連動します。その場合には、**投資元本を大きく割り込みます。**

特徴
その2

期間は約2年です。ただし、日経平均株価およびS&P500の動向により最終償還期日前に早期償還する可能性があります。いずれも早期償還判定水準以上の場合、早期償還となり額面金額の100%で償還されます。

特徴
その3

あおぞら銀行定期預金を主な信託財産として発行者が発行する社債です。

- ⚠ 本信託社債の実質的な信用リスクはあおぞら銀行にあります。
- ⚠ 本信託社債は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。

お申し込みメモ

募集期間	2021年4月5日～ 2021年4月13日	募集価格	額面金額の100% (額面50万円につき50万円)
申込単位	額面50万円以上50万円単位	発行日・払込期日	2021年4月13日

お申し込みにあたっては必ず目論見書、目論見書訂正事項分および契約締結前交付書面をご確認下さい。
 店舗でお申し込みの場合: ご購入希望等は2021年3月29日(月)15:00までにご来店の上お申し出下さい。
 インターネットでお申し込みの場合: 2021年4月5日(月)から2021年4月12日(月)18:30までに「あおぞら証券インターネットトレード」にてお手続き下さい。

商品概要

発行者	三井住友信託銀行株式会社
格付	本信託社債について個別に格付を取得していません。
信託財産	主な信託財産はあおぞら銀行定期預金となります。 あおぞら銀行の信用格付は以下のとおりです。(2021年3月9日現在) BBB+(S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社 発行体格付) A-(株式会社格付投資情報センター 発行体格付) A(株式会社日本格付研究所 長期発行体格付) ※信託社債、責任財産限定特約、信託財産については2ページ目以降をご覧ください。
最終償還期日	2023年4月27日(ただし、最短で2021年7月の利払期日に早期償還される可能性があります。)
利払期日	毎年1月、4月、7月、10月の各27日(利払期日が営業日でない場合には翌営業日となります。)(P6をご参照下さい。)
参照指数	日経平均株価、S&P500
償還金額	早期償還: 早期償還判定日における日経平均株価およびS&P500の終値が、いずれも早期償還判定水準以上となった場合、直後の利払期日に額面金額の100%で早期償還されます。 最終償還: ①ノックイン事由が発生しなかった場合、額面金額の100%で償還されます。 ②ノックイン事由が発生し (A)最終評価日における日経平均株価およびS&P500の終値が、いずれも当初株価以上の場合、額面金額の100%で償還されます。 (B)最終評価日における日経平均株価およびS&P500の終値のうち、双方またはいずれかが当初株価未満の場合、以下の計算式で算出された金額で償還されます。 最終償還金額=額面金額×(最終評価日における償還額算出対象指数終値÷償還額算出対象指数の当初株価)(1円未満四捨五入) ※従って、償還金額はいずれの場合においても額面金額を上回ることはありません。
当初株価	2021年4月13日における日経平均株価およびS&P500の終値
早期償還判定水準	初回の早期償還判定日において日経平均株価およびS&P500についてそれぞれ、当初株価× 103% 以降、早期償還判定日ごとに当初株価に対する割合は3%ずつ逡減します。(小数第3位四捨五入)※詳しくはP4をご参照下さい。
ノックイン判定水準	日経平均株価およびS&P500についてそれぞれ、当初株価× 49% (小数第3位四捨五入)
償還額算出対象指数	日経平均株価およびS&P500のうち、パフォーマンス(参照株価÷当初株価)が低い方の指数
参照株価	最終評価日における日経平均株価およびS&P500の終値
早期償還判定日	信託財産となる定期預金の各利払期日(最終償還期日を除く)の3共通予定取引日前(P6をご参照下さい。)
最終評価日	2023年4月10日(信託財産となる定期預金の満期日の3共通予定取引日前)
ノックイン事由	観察期間中の日経平均株価およびS&P500の終値のうち、双方またはいずれかが一度でもノックイン判定水準以下となった場合
観察期間	2021年4月14日～最終評価日まで
共通予定取引日	取引所(東京証券取引所)および関係取引所(大阪取引所)において取引を予定されている日であり、かつ、S&P500の公表日でもある日

本信託社債の主な特徴

期間について	期間は約2年です。ただし、日経平均株価およびS&P500の動向により最終償還期日前に早期償還する可能性があります。早期償還となった場合、額面金額の100%で償還されます。
利率について	通期にわたり固定利率で年率2.00%（税引前）の利息が受け取れます。早期償還された場合には、以降の利息は受け取れません。
償還金額について	日経平均株価およびS&P500の終値のうち、双方またはいずれかが一度でも一定水準（ノックイン判定水準）以下となり、最終評価日の償還額算出対象指数終値が、当初株価未満の場合、最終償還金額が償還額算出対象指数に連動します。その場合には、投資元本を割り込みます。
信託社債について	本信託社債は、信託契約に基づき信託の受託者（三井住友信託銀行（以下、「発行者」といいます。））により発行される社債券であり、発行者の資金調達のために発行されるものではありません。本信託社債の払込金は、主におおぞら銀行預金に充てられます。発行者の信託勘定とおおぞら銀行との間で締結されるデリバティブ契約により、当該預金の元利金は本信託社債の元利金に組み替えられ、本信託社債が支払われます。また、本信託社債の元利金の支払についての責任は当該信託契約に基づく信託財産に限定されます。

S&P500について

S&P500は、「NYダウ工業株30種平均」と並び米国の代表的な株価指数の一つです。この指数は米国経済における主要産業の代表的な500社の銘柄で構成されており、スタンダード・アンド・プアーズ社（S&P）によって算出されています。S&P500は、米国株式市場の時価総額の約80%をカバーしていることから、米国株式市場を測る代表的な指標とみなされており、世界的に有名な株価指数です。

【主な構成銘柄（時価総額上位20社）】

（単位：兆円）

No.	銘柄	時価総額	No.	銘柄	時価総額
1	アップル	217.8	11	ウォルマート	39.3
2	マイクロソフト	187.5	12	マスターカード	37.6
3	アマゾン・ドット・コム	166.7	13	ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニー	36.7
4	アルファベット	146.4	14	エヌビディア	36.3
5	フェイスブック	78.5	15	ユナイテッドヘルス・グループ	33.7
6	テスラ	69.4	16	ペイパル・ホールディングス	32.6
7	パークシャー・ハサウェイ	60.6	17	プロクター・アンド・ギャンブル（P&G）	32.5
8	ビザ	50.2	18	バンク・オブ・アメリカ	32.1
9	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	48.1	19	ホーム・デポ	29.8
10	ジョンソン・エンド・ジョンソン（J&J）	44.6	20	インテル	26.4

※2021年3月1日現在

Bloombergのデータよりおおぞら証券が作成

※換算為替 1米ドル=107円

責任財産限定特約について

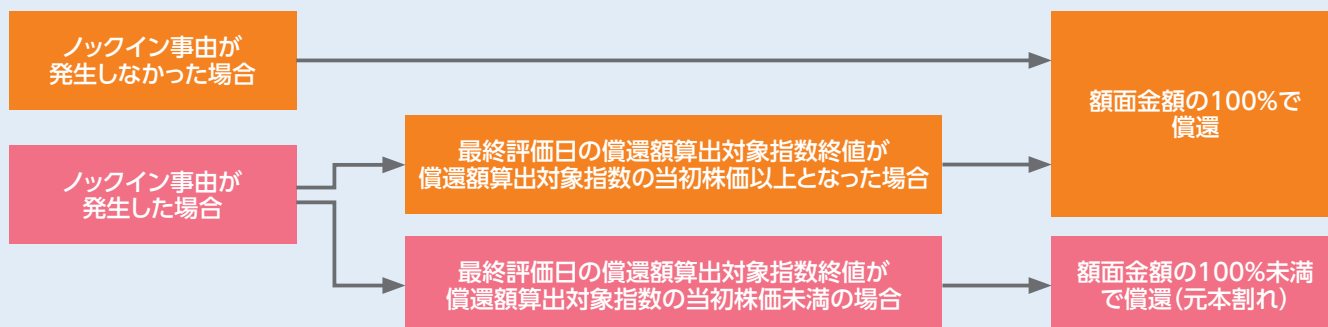
- ◆本信託社債には、元利金の支払原資が信託財産に限定される特約（ノンリコース条項）が付いています。
- ◆本信託社債の信託財産は、当初信託金、おおぞら銀行定期預金並びに受託者（信託銀行）がおおぞら銀行との間で締結するデリバティブ契約に基づいて受領する金銭およびこれらに係る債権等となっています。
- ◆本信託社債の元利金の支払については、発行者（信託銀行）、受託者（信託銀行）、委託者（おおぞら証券）および受益者（おおぞら証券）が保有する他の財産又は第三者による担保又は保証はありません。従って、予定されていない信託諸費用等が一定の金額を超えて発生する場合（デリバティブ契約の終了時に同契約に基づいて金銭の支払が発生する場合を含みます。）には、本信託社債の元利金の支払に不足が生じる可能性があります。

最終償還時の償還方法の決定について

- ◆本信託社債は、日経平均株価およびS&P500の推移によって償還方法が決定されます。
ノックイン事由が発生し、かつ早期償還されず最終償還を迎えた場合、最終償還金額は償還額算出対象指数の水準により決定されます。したがって、最終評価日の償還額算出対象指数終値によっては、最終償還金額が額面金額の100%を下回る可能性があります。（ただし、額面金額の100%を上回ることはありません）

ノックイン事由・・・観察期間中の日経平均株価またはS&P500の終値のうち、双方またはいずれかが一度でもノックイン判定水準以下となった場合

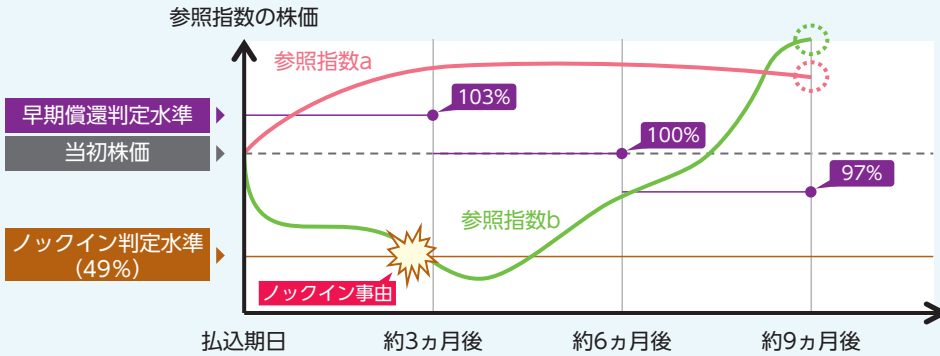
最終償還時のイメージ



償還について

ケース1 早期償還するケース

元本償還



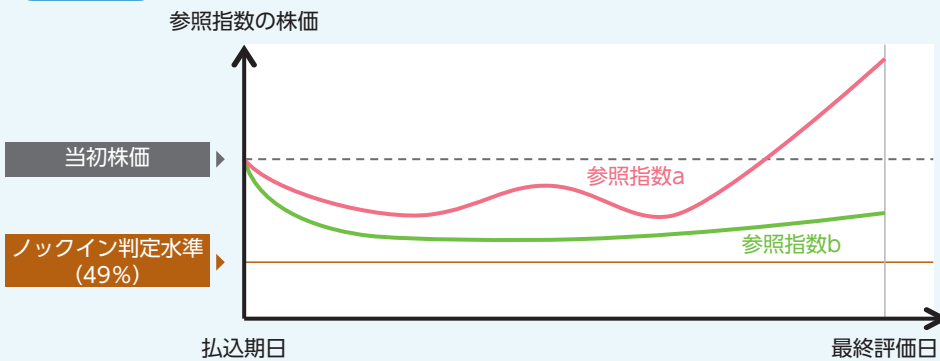
早期償還判定日における日経平均株価およびS&P500の終値がいずれも早期償還判定水準以上となった場合。

⇒額面金額100%で早期償還されます。

※ノックイン事由の発生の有無に関わらず早期償還されます。

ケース2 元本確保で最終償還を迎えるケース

元本償還

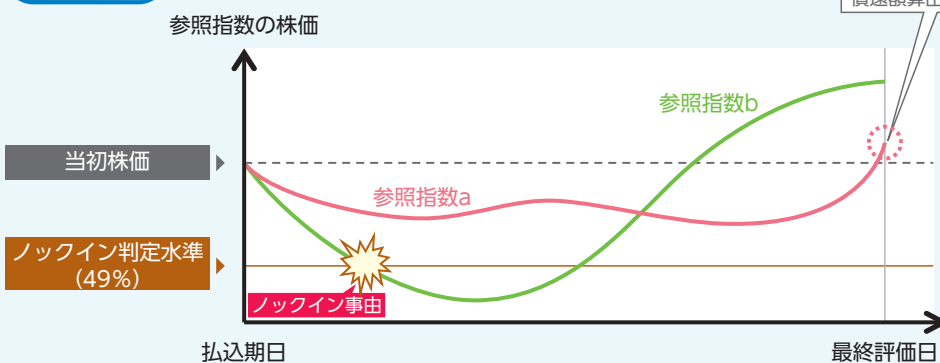


ノックイン事由が発生せず、かつ早期償還しなかった場合。

⇒額面金額100%で償還されます。

ケース3 元本確保で最終償還を迎えるケース

元本償還



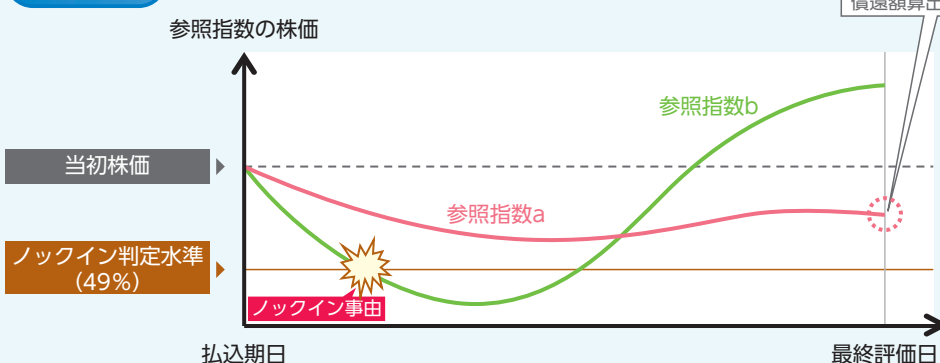
ノックイン事由が発生し、最終評価日の償還額算出対象指数の終値が当初株価以上の場合。

⇒額面金額100%で償還されます。

※償還額算出対象指数は、ノックイン事由が発生させた参照指数とは限らず、パフォーマンスが低い方の参照指数となります。

ケース4 元本割れで最終償還を迎えるケース

元本割れ



ノックイン事由が発生し、最終評価日の償還額算出対象指数の終値が当初株価未満である場合。

⇒償還金額は額面金額を下回ります。(元本割れでの償還。)

※償還額算出対象指数は、ノックイン事由が発生させた参照指数とは限らず、パフォーマンスが低い方の参照指数となります。

早期償還判定水準について

初回の早期償還判定日における早期償還判定水準は、日経平均株価およびS&P500についてそれぞれ当初株価×103%です。以降、早期償還判定日ごとに当初株価に対する割合は3%ずつ逡減します。(小数第3位四捨五入)当初株価を日経平均株価30,000円、S&P500 3,900ポイント(以下、「pt」と仮定した場合の早期償還判定水準は以下の通りです。

早期償還判定	対応する利払期日	早期償還判定水準		
		当初株価に対する割合	日経平均株価	S&P500
1回目	2021年7月27日	当初株価×103%	30,900円	4,017pt
2回目	2021年10月27日	当初株価×100%	30,000円	3,900pt
3回目	2022年1月27日	当初株価×97%	29,100円	3,783pt
4回目	2022年4月27日	当初株価×94%	28,200円	3,666pt
5回目	2022年7月27日	当初株価×91%	27,300円	3,549pt
6回目	2022年10月27日	当初株価×88%	26,400円	3,432pt
7回目	2023年1月27日	当初株価×85%	25,500円	3,315pt

※法律改正により祝日が変わった場合、上記日付は変更される可能性があります。

想定損失額についてのご説明

本信託社債の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算であり、実際の取引条件とは異なります。よって、本シミュレーションの結果は、本信託社債の実際の最終償還金額、あるいは売却価格とは異なります。

1. 償還について

◆ノックイン事由が発生した場合の最終償還金額は、最終評価日の日経平均株価およびS&P500の終値の水準によって以下のように変動します。

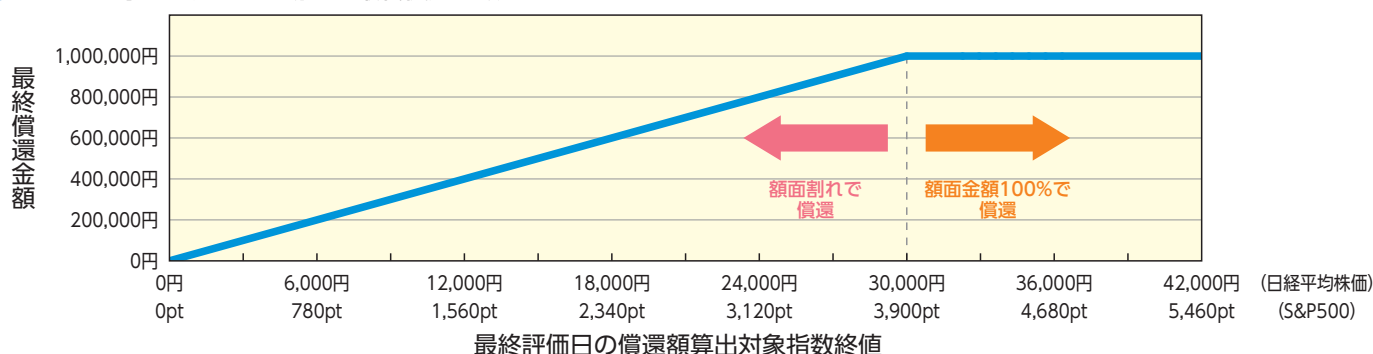
最終償還金額	：	額面金額 × $\frac{\text{最終評価日における償還額算出対象指数終値}}{\text{償還額算出対象指数の当初株価}}$ (ただし、額面金額の100%が上限となります。)
最大最終償還金額	：	額面金額の100%
最小最終償還金額	：	額面金額の0%
償還額算出対象指数	：	日経平均株価およびS&P500のうち、パフォーマンス(参照株価÷当初株価)が低い方の指数
当初株価	：	日経平均株価 30,000円(仮) S&P500 3,900pt(仮)
ノックイン判定水準	：	日経平均株価 14,700円(仮)(当初株価×49%) S&P500 1,911pt(仮)
早期償還判定水準	：	上表をご参照下さい。

(最終償還金額は額面100万円(額面50万円×2券面)に対するものです。(試算額))

最終評価日の償還額算出対象指数終値		ノックイン事由が発生しなかった場合		ノックイン事由が発生した場合	
日経平均株価	S&P500	最終償還金額		最終償還金額	損失額
0円	0pt	-		0円	▲1,000,000円
3,000円	390pt	-		100,000円	▲900,000円
6,000円	780pt	-		200,000円	▲800,000円
9,000円	1,170pt	-		300,000円	▲700,000円
12,000円	1,560pt	-		400,000円	▲600,000円
15,000円	1,950pt	1,000,000円		500,000円	▲500,000円
18,000円	2,340pt	1,000,000円		600,000円	▲400,000円
21,000円	2,730pt	1,000,000円		700,000円	▲300,000円
24,000円	3,120pt	1,000,000円		800,000円	▲200,000円
27,000円	3,510pt	1,000,000円		900,000円	▲100,000円
30,000円	3,900pt	1,000,000円		1,000,000円	0円
33,000円	4,290pt	1,000,000円		1,000,000円	0円
36,000円	4,680pt	1,000,000円		1,000,000円	0円

早期償還判定日の日経平均株価およびS&P500の終値がいずれも早期償還判定水準以上となった場合、直後の利払期日に利息の支払とともに、額面金額の100%で全額早期償還されます。

◆ノックイン事由が発生した場合の最終償還金額のシミュレーション



◆2001年3月1日以降の日経平均株価およびS&P500の下落率の最大値

2001年3月1日から2021年2月28日までの期間における日経平均株価の2年間での下落率の最大値は約▲62%です。また、同期間におけるS&P500の下落率の最大値は約▲57%です。最終評価日に償還額算出対象指数(上記の場合、日経平均株価)の終値が▲62%下落すると想定した場合、本信託社債の想定損失額は額面100万円に対して▲62万円となります。なお、日経平均株価およびS&P500が上記に想定したシナリオよりさらに下落することも考えられますので、お客さまの損失額が上記よりもさらに大きくなる可能性があります。

参照指数	高値日付	高値	安値日付	安値	下落率
日経平均株価	2007年7月9日	18,261.98円	2009年3月10日	7,054.98円	▲61.37%
S&P500	2007年10月9日	1,565.15pt	2009年3月9日	676.53pt	▲56.78%



Bloombergのデータよりあおぞら証券が作成。過去の推移は将来の動向を示唆するものではありません。

2. 中途売却時の想定損失見込額

本信託社債の流通市場は確立されておらず、市場環境により中途売却できない場合があります。また、中途売却できたとしてもその売却価格は、日経平均株価およびS&P500の変化に加え、日経平均株価およびS&P500の予想変動率、市場金利、あおぞら銀行の信用状況さらに流動性や実際の売却に係る費用等が反映されて決定されます。そのため、売却価格の想定額の算出は困難であり、中途売却に伴う損失見込額は、下表より拡大する可能性があります。

【中途売却時の本信託社債の価格および損失額の変動イメージ】

参照指数の下落率 ^(※1)	日経平均株価	▲20%下落 (24,000円)	▲40%下落 (18,000円)	▲62%下落 (11,400円)
	S&P500	▲20%下落 (3,120pt)	▲40%下落 (2,340pt)	▲57%下落 (1,677pt)
本信託社債の価格 ^(※2)		75.34	52.24	29.60
額面100万円あたりの損失額		▲246,600円	▲477,600円	▲704,000円

(※1)括弧内は、当初株価をそれぞれ日経平均株価 30,000円、S&P500 3,900ptと仮定した場合の株価です。

(※2)本信託社債の価格は日経平均株価およびS&P500が同時に下落した場合の額面100万円あたりの価格(円)です。

※上表は、本信託社債の価格の変動に影響を与える主要な金融指標である日経平均株価およびS&P500の変化のみを考慮し、理論値として試算した本信託社債の価格(試算値)に基づき算出したものであり、日経平均株価およびS&P500以外の条件は変わらないという前提に基づいています。シミュレーションした指標以外の指標等(日経平均株価およびS&P500の予想変動率、市場金利、あおぞら銀行の信用状況、流動性等)も本信託社債価格の変動に影響を与えますので、実際に売却する際には、お客さまの損失額が上表よりもさらに大きくなる可能性があります。

※発行直後に日経平均株価およびS&P500が同時に下落した場合を想定した本信託社債価格(試算値)および損失額の変動イメージです。そのため、市場環境等が変化した場合や、時間が経過して最終償還期日までの残存期間が短くなった場合の本信託社債価格および損失額の変動のイメージとは異なります。

※日経平均株価が2年間での最大下落率である▲62%、S&P500が同▲57%(上記参照)同時に下落すると想定した場合、中途売却に伴う想定損失額は額面100万円あたり▲704,000円となります。なお、日経平均株価およびS&P500が想定したシナリオより下落することや日経平均株価およびS&P500以外の指標等が変動することも考えられますので、実際に売却する際には、お客さまの損失額が上表よりもさらに大きくなる可能性があります。

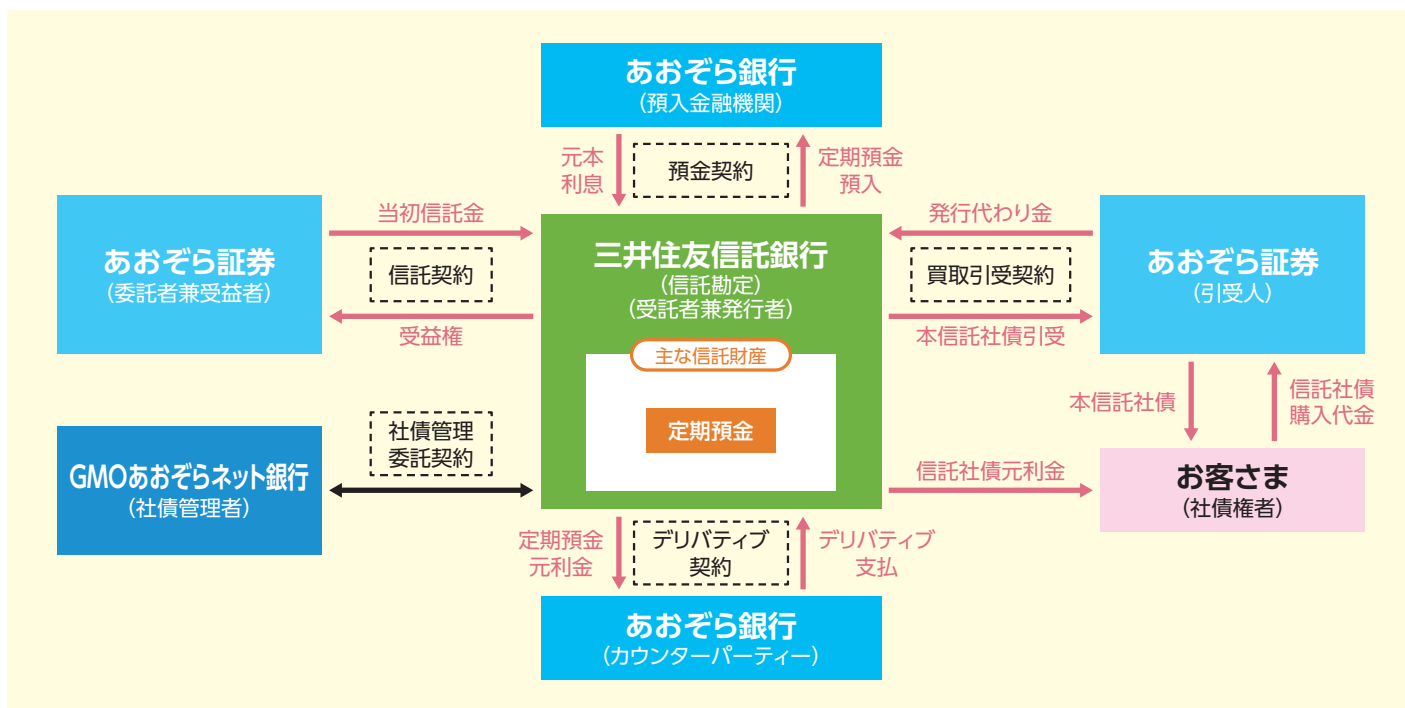
日経平均株価(日経平均)に関する免責

◆日経平均株価(日経平均)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体および日経平均を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。◆「日経」および日経平均を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。◆本信託社債は、発行会社およびあおぞら証券株式会社の責任のもとで組成・運用・販売されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、本信託社債を保証するものではなく、本信託社債に関して、一切の責任を負いません。◆株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続して公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。◆株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他、日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

S&P500に関する免責

◆S&P 500はS&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLC([SPDJ])の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友信託銀行およびあおぞら証券に付与されています。Standard & Poor's®、S&P®およびS&P 500®はStandard & Poor's Financial Services LLC([S&P])の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC([Dow Jones])の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三井住友信託銀行およびあおぞら証券にそれぞれ付与されています。本信託社債は、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。

信託社債の基本的仕組み



早期償還判定日について

早期償還判定日		本信託社債利払期日
第1回早期償還判定日	2021年7月8日	2021年7月27日
第2回早期償還判定日	2021年10月8日	2021年10月27日
第3回早期償還判定日	2022年1月7日	2022年1月27日
第4回早期償還判定日	2022年4月8日	2022年4月27日
第5回早期償還判定日	2022年7月8日	2022年7月27日
第6回早期償還判定日	2022年10月7日	2022年10月27日
第7回早期償還判定日	2023年1月10日	2023年1月27日

※法律改正により祝日が変更された場合、上記日付は変更される可能性があります。

格付について

■本信託社債の格付

本信託社債には格付はありません。

■あおぞら銀行の格付

金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者(以下、「信用格付業者」といいます。)より、以下の格付が付与されています。信用格付については、下記の「信用格付業者の格付について」をお読み下さい。

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(S&P) 発行体格付	BBB+
株式会社格付投資情報センター(R&I) 発行体格付	A-
株式会社日本格付研究所(JCR) 長期発行体格付	A

(2021年3月9日現在)

■信用格付業者の格付について

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格流動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる(若しくは保留される)ことがあります。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含みます。)を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。

信託社債に関するQ&A

Q1	本信託社債について説明して下さい。
A1	信託社債とは、委託者(あおぞら証券)と受託者(三井住友信託銀行(以下、「信託銀行」といいます。))の間の信託契約(以下、「本信託契約」といいます。)に基づき、信託の受託者(信託銀行)により発行される社債(以下、「本信託社債」といいます。)です。本信託社債の発行は、発行者(信託銀行)のための資金調達ではありません。本信託社債を発行して得た発行代わり金の使途は、受託者(信託銀行)が本信託契約にかかる信託財産として保有するあおぞら銀行定期預金、デリバティブ契約(以下、「本件デリバティブ契約」といいます。))に基づく金銭の支払、受託者(信託銀行)が支払うべき費用等の支払に限定されます。また、本信託社債の元利金の支払について受託者(信託銀行)の責任は本信託契約に基づく信託財産に限定されます。
Q2	本信託社債のお金の流れを説明して下さい。
A2	①信託銀行は本信託受託者兼発行会社として、本信託社債を発行し、あおぞら証券が本信託社債の買取引受けを行い、登録金融機関(あおぞら銀行)はあおぞら証券の委託を受けて本信託社債の勧誘を行います。 ②受託者(信託銀行)は、お客さまの信託社債購入代金を原資として、信託勘定においてあおぞら銀行に定期預金を預入します。お客さまは本信託社債の社債権者となり、あおぞら銀行の定期預金が本信託社債の信託財産となります。 ③受託者(信託銀行)はあおぞら銀行と本件デリバティブ契約を締結し、受託者(信託銀行)は本件デリバティブ契約に基づきあおぞら銀行の定期預金の利息をあおぞら銀行へ支払い、あおぞら銀行から本信託社債の利息相当額等のスワップキャッシュフローを受取ります。 ④信託銀行は、受託者として②および③で受取った定期預金の払戻金および利息相当額等を原資として、本信託社債の元利金をお客さまに支払います。
Q3	信託勘定とは何ですか。
A3	信託銀行が顧客から受託している財産を管理する経理上の勘定です。お客さまや委託者(あおぞら証券)から預かった現金や有価証券などの財産と、その運用・管理・処分による損益を繰り入れます。信託勘定は、信託銀行の固有財産(受託者自身の財産)と分別して管理することが義務付けられており、会計処理および決算書類も預金・貸出金業務などの銀行勘定とは別になっているため、独立性が保たれています。そのため、万が一信託銀行が経営破たんした場合でも、信託財産は保全されます。
Q4	信託財産とは何ですか。
A4	受託者である信託銀行が管理や処分などを行う財産のことをいいます。この財産は、信託設定時に受託者(信託銀行)名義となります。受託者(信託銀行)から独立した財産として保全され、受託者(信託銀行)は信託財産を自由に処分することができません。本信託契約にかかる信託財産は、当初信託金およびあおぞら銀行定期預金並びに受託者(信託銀行)があおぞら銀行との間で締結する本件デリバティブ契約に基づいて受領する金銭およびこれらに係る債権等となっています。
Q5	本信託社債にかかる信託銀行(受託者)の役割について説明して下さい。
A5	信託銀行は銀行業務と信託業務を営んでいます。信託業務とは、財産の管理・処分等に関する各種業務のことを指します。顧客から信託された財産を、受託者である信託銀行が名義人となって管理・処分を行うため、信託法および信託業法上、受託者である信託銀行には、善管注意義務(受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならない。)、忠実義務(受託者は、受益者のために忠実に信託事務の処理をしなければならない。)、分別管理義務(受託者は、信託財産に属する財産と固有財産(受託者自身の財産)や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければならない。)など、さまざまな義務が課せられています。信託銀行が破たんし信託業務の継続もしくは業務移管が不可能となった場合、期限前に償還される可能性があります。その場合、デリバティブ契約の解約や信託費用の清算等が生じるため、投資元本の損失が生じるおそれがあります。
Q6	本信託契約にかかる信託財産である定期預金について説明して下さい。
A6	主な信託財産は、あおぞら銀行定期預金です。あおぞら銀行の定期預金について予定されていた元利金支払日における元利金支払債務の不履行、満期日前の元利金の払戻しが発生した場合、又は預金者(信託銀行)にとって不利益となる定期預金の条件の変更等が行われた場合、本信託社債は強制的に期限前償還されます。あおぞら銀行定期預金の元利金支払債務の不履行の場合、又は定期預金の預金者(信託銀行)にとって不利益となる定期預金の条件の変更等が行われた場合には、あおぞら銀行の信用状況が著しく悪化している状況が含まれるため、本信託社債の元利金が大きく欠損し、ひいてはゼロとなる可能性があります。
Q7	本信託契約にかかる本件デリバティブ契約について説明して下さい。
A7	あおぞら銀行と受託者(信託銀行)との間で行われる利息等を交換する取引のことで、この取引によりあおぞら銀行が本信託社債の信託財産である定期預金の利息相当額等を本信託社債の利息相当額等に組み替えます。目論見書では、あおぞら銀行を本件デリバティブ契約に基づくカウンターパーティーと呼んでいます。また、本件デリバティブ契約においてCSA(以下、「本件CSA」といいます。)を締結します。CSAとはCredit Support Annexの略で、取引相手に破たんもしくは支払不履行等が生じた場合の信用リスクを抑えるために、資産の受渡しを行う契約をいいます。受託者(信託銀行)は、本件CSAに従ってカウンターパーティーからスワップ担保金を受け入れることとなった場合には、本件CSAに基づき、都度、当該金銭を受領し、本件CSAに従ってカウンターパーティーから受け入れたスワップ担保金をカウンターパーティーに対して返還することとなった場合には、本件CSAに基づき、都度、当該金銭を返還するものとします。本件デリバティブ契約に基づくカウンターパーティーであるあおぞら銀行の破たんもしくは支払不履行等、又は受託者(信託銀行)の支払不履行等が発生して本件デリバティブ契約が期限前に終了した場合、本信託社債は強制的に期限前償還されます。
Q8	本信託社債にかかる社債管理会社について説明して下さい。
A8	本信託社債の社債管理会社はGMOあおぞらネット銀行(あおぞら銀行の子会社)です。GMOあおぞらネット銀行が破たんした場合は社債管理会社を辞任し、別の会社が社債管理会社を引継ぎます。発行者(受託者)がGMOあおぞらネット銀行の後任の社債管理会社への承継手続を一定期間取らない場合には、会社法上、本信託社債の期限の利益は喪失し、期限前に償還される可能性があります。その場合、本信託社債の投資元本を下回る可能性があります。
Q9	本信託契約にかかる委託者について説明して下さい。
A9	本信託契約の委託者はあおぞら証券(あおぞら銀行100%子会社)です。あおぞら証券が破綻した場合は、本信託契約が解除され、期限前に償還される可能性があります。その場合、本信託社債の投資元本を下回る可能性があります。

本信託社債の主なリスクおよび留意事項

本信託社債は、デリバティブ取引の要素を内包する金融商品であり、一般的な債券(公社債や外国債券など)に比べて複雑な商品性を有しております。

本信託社債への投資をお考えの際には、本信託社債の特徴、想定損失額および以下の主なリスクをご検討ください。

以下のリスクの説明および留意事項は目論見書および目論見書訂正事項分に記載するもののうち一部の要約です。詳細は目論見書および目論見書訂正事項分にてご確認下さい。

本信託社債の主なリスク

元本リスク

本信託社債の最終償還期日における最終償還金額(早期償還の場合を除きます。)は、あらかじめ定められた条件にしたがって決定されます。ロックイン事由が発生し、かつ、最終評価日の日経平均株価およびS&P500の終値のうち、双方またはいずれかがあらかじめ定められたこれらの当初株価を下回る状況となった場合、本信託社債の最終償還金額は額面金額を下回ることとなり、投資元本を大きく割り込むリスクがあります。なお、最終償還金額は額面金額を上回ることはありません。

信用リスク

本信託社債の元利金の支払について、信託財産となるあおぞら銀行定期預金並びに本信託受託者が本件デリバティブ契約に基づき受領する金銭およびこれに係る債権等のみを原資として支払われ、本信託の受託者、委託者又は受益者が保有する他の財産又は第三者による担保又は保証はありません。従って、定期預金の預入金融機関およびデリバティブ契約に基づくカウンターパーティーであるあおぞら銀行の財務・経営状況の変化等によっては、支払の不履行・遅延(デフォルト)が発生することがあり、投資元本を大きく割り込むリスクがあります。なお、信託財産となるあおぞら銀行定期預金は預金保険制度の対象外です。

価格変動リスク

本信託社債の価格は、金利の水準、日経平均株価およびS&P500の変化、日経平均株価およびS&P500の予想変動率、あおぞら銀行の信用状況等により変動します。償還前に売却する場合には投資元本を大きく割り込むことがあります。

流動性リスク

本信託社債は国内において活発な流通市場は確立されておらず、一般の社債に比べて流動性が劣ります。当社は、本信託社債のマーケットメイクを行うことはなく、買取義務を負うものではありません。従って、お客さまが売却を希望される際に必ずしも換金できるとは限りません。本信託社債に投資される際には、最終償還期日まで保有されることを前提にご検討ください。

早期償還による再投資リスク

本信託社債は、最終償還期日より前に早期償還されることがあります。早期償還された場合、早期償還日以降の利息は発生しません。以後の運用において本信託社債が早期償還されない場合に得られる利息と同等の運用成果を得られない可能性があります。

信託社債スキーム特有のリスク

本信託社債の関係当事者である委託者兼受益者(あおぞら証券)、受託者(三井住友信託銀行)の破たんその他信用力の低下により強制的期限前償還事由等が発生した場合、デリバティブ契約の解約や信託費用の清算等が生じるため、投資元本の損失が生じるおそれがあります。

留意事項

- ・本信託社債のお取引の相手方は、あおぞら証券となります。あおぞら銀行は、あおぞら証券の委託を受けて金融商品仲介業務を行います。あおぞら銀行とあおぞら証券は別法人です。
- ・本信託社債のお取引にあたっては、あおぞら証券に総合取引口座の開設が必要です。(口座管理料はかかりません。)
- ・本信託社債は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- ・本信託社債のご購入時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・本信託社債は販売額に限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。
- ・本信託社債のご購入は、お客さまご自身の判断と責任において行ってください。
- ・本信託社債のご購入が、あおぞら銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・本信託社債のご購入は、クーリング・オフの対象ではありません。
- ・個人のお客さまの場合、本信託社債の課税上の取扱いとは特定公社債として以下の通り取扱われるものと解されていますが、その取扱いが法令上明確にされているわけではありません。

また、将来税法等が改定された場合、それに従うことになります。

本信託社債の利子は20.315%の税金が源泉徴収された後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。

本信託社債の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として20.315%の申告分離課税の対象となります。

本信託社債の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。

また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

詳しくは税理士等の専門家や所轄の税務署にご相談ください。

本信託社債に関するお問い合わせ先・目論見書および契約締結前交付書面のご請求

お取引のある「あおぞら銀行の窓口」までお尋ね下さい。

登録金融機関

商号等 株式会社あおぞら銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

委託金融商品取引業者

商号等 あおぞら証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1764号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会